

広島県告示第三百二十五号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回され、及び同条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十七年四月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 協力の申出が撤回された救急医療機関

名 称	所 在 地
医療法人三宅会 三宅整形外科病院	福山市東町一丁目二番五号
医療法人清幸会 土肥病院	三原市城町一丁目一四番一四号

二 救急医療機関として認定された医療機関

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人三宅会 三宅会グッドライフ病院	福山市東町一丁目一番一八号	平成三〇年四月二十九日	
医療法人清幸会 三原城町病院	三原市城町一丁目一四番一四号	平成三〇年四月二十九日	